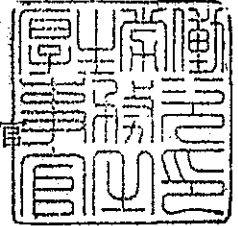


平成20年6月11日

都道府県知事
各 政令市市長 殿
特別区区長

厚生労働事務次官



「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入所患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正について

平成18年度税制改正により所得税の税率が変更されたこと等に伴い、平成7年6月16日厚生省発健医第189号当職通知別紙の一部を下記のとおり改正し、平成20年6月1日から適用することとしたので通知する。

記

- 1 別紙第1の1の表中「150万円以下」を「147万円以下」に、「150万円超」を「147万円超」に改める。
- 2 別紙第1の3中「保護」の下に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付」を加える。
- 3 別紙第2中「生活保護法」の下に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」を加える。

(参考：改正後別紙)

別紙

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準

第1 認定の基準

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法第59条の4の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第2項の自己負担額は、月額によって決定するものとし、その額は、当該患者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額。以下同じ。）を合算した額を基礎として、次表により認定した額とすること。

所得税額の合算額（年額）	費用徴収額又は自己負担額（月額）
147万円以下	0円
147万円超	2万円。ただし、措置入院に要した医療費の額又は入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2（麻薬及び向精神薬取締法第58条の17第2項により準用する場合を含む。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が、2万円に満たない場合は、その額。

- 2 月の途中で措置入院又は公費負担を開始し、又は終了する場合には、その月の費用徴収額又は自己負担額の認定に当たっては、日割計算をするものとし、1の表中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た額に措置入院又は公費負担の期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

この場合において、1円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てること。

- 3 当該患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている場合には、所管の福祉事務所長の証明により、費用徴収を行わず、又は自己負担をさせないものとする。

- 4 災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、自己負担額又は費用徴収額は、1及び2により認定した額の全部又は一部を減じた額とすることができることとする。

第2 認定の方法

費用徴収額及び自己負担額の認定に当たっては、当該患者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律適用の有無、所得の有無及び種類並びに所得税額等を把握する必要があること。したがって、措置入院患者については保護者から、入院患者については公費負担の申請者から必要な書類を提出させ、又は、税務署、市町村役場、福祉事務所等の関係機関又は保護者に対し照会を行うなど適切な方法により、これらの事項の把握に努めるものとする。